2024年3月31日

公益財団法人佐賀県国際交流協会

2023年度助成事業報告書

1. 事業名　　ウクライナ避難民に対する初期受入支援及び生活伴走支援
2. 事業期間　2023年5月1日～2024年3月31日
3. 実施団体　公益財団法人佐賀県国際交流協会
4. 助成機関　公益財団法人日本財団
5. 事業内容
   1. 初期受入支援（入国後3カ月以内）
      1. 来日に伴う生活オリエンテーション
      2. 住民登録やライフライン等の各種手続きの支援
      3. 来日初期に関する生活相談対応
   2. 中長期的な生活伴走支援（入国後4カ月以降）
      1. 生活用品、家電等の購入・修理相談対応
      2. 行政手続きに関する相談対応
      3. 就労に関する相談対応
      4. 病院受診の相談対応、医療通訳の手配
      5. 入管手続きに関する相談対応、同行支援
      6. 外国免許の切替に関する相談対応
      7. 税金に関する相談対応
      8. 帰国に関する相談対応
6. 避難民受入状況（助成事業期間）

2023年5月1日時点の人数：33名 （うち３ヵ月未満８名）  
事業期間中の移動人数：帰国7名、海外転出2名、国内転出4名、新規受入1名   
2024年3月31日時点の人数：21名

1. 事業の効果

本事業では生活相談対応を中心に行うことができた。避難生活が長期化しているため、医療に関する相談が増加した。また、12月1日から補完的保護対象者認定申請が開始されたため、その件に関する問い合わせにも対応し、入管と協力した説明会を開催するとともに申請に関する書類準備や同行等の支援を行うことができた。その他、事業開始当初は受入れに関する支援をイメージしていたが、国内転出や一時帰国、本帰国、など佐賀から出ていく場合の支援も発生した。その際には、転出・帰国についても行政手続きや家電、生活物資の処分など受入れと同等の負担が避難民と支援者の双方に発生することも判明した。事業期間の後半になるにつれ就労に関する動きも多くなり、就職まで至らなくても面接を受けるなど具体的な活動が増加した。また、就労に関する支援についてはハローワーク佐賀との連携もあり、ネットワークとして長期的に活動を続けていることによって連携が強化していることも実感した。さらに、就労に関連して、税金に関する相談対応なども発生し、税理士等の専門家の協力も得ながら生活支援を行った。